

#### 4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

##### ○指定福祉型障害児入所施設

人員基準	嘱託医	・ 1人以上	
	看護職員	・ おおむね障害児の数を 20 で除して得た数以上	・ 主として自閉症児を入所させる施設の場合
		・ 1人以上	・ 主として肢体不自由児を入所させる施設の場合
	児童指導員又は保育士	・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数 ①主として知的障害児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 ②主として盲児又はろうあ児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上 ③主として肢体不自由児を入所させる施設：おおむね障害児の数を 3.5 で除して得た数以上 ・ 児童指導員 1人以上 ・ 保育士 1人以上	・ ①において、30 人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上 ・ ②において、35 人以下の障害児を入所させる施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上
	栄養士	・ 1人以上	・ 障害児の数が 40 人以下の場合は置かないことができる
	調理員	・ 1人以上	・ 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	・ 1人以上	
	医師	・ 主として自閉症児を入所させる施設に置く	
	心理指導担当職員	・ 障害児 5 人以上に心理指導を行う場合に置く	
職業指導員	・ 職業指導を行う場合に置く		

## 設備基準

居室	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1室の定員 4人以下（乳児又は幼児のみの場合は6人以下）</li><li>・ 障害児1人当たりの床面積 4.95㎡以上（乳幼児のみの場合は3.3㎡以上）</li><li>・ 年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする</li></ul>
調理室、浴室、便所	
医務室	・ 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として知的障害児又は盲ろうあ児を入所させる場合は、設けないことができる
静養室	・ 30人未満の障害児を入所させる施設であって、主として盲ろうあ児を入所させる場合は、設けないことができる
主として入所させる児童の区分に応じて、以下の設備	
知的障害	・ 職業指導に必要な設備
盲児	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備</li><li>・ 階段の傾斜は緩やかに</li></ul>
ろうあ児	・ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
肢体不自由児	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</li><li>・ 階段の傾斜は緩やかに</li></ul>